

案におにとり役とは、今の世の御膳奉行の事なり、寛永寛文の頃までは、かく唱へしなり、今も食物の試するをおにをすといふは、古言なるべし。

〔吏徴附録廢職〕御膳奉行支配 おに取二十人同心五人

〔御日記〕寛永元年三月廿八日、將軍家○徳川秀忠公渡御松平下野守忠郷之館

私三曰、松平下野守本名蒲生兼日前將軍秀忠渡御有ベシト被仰渡シカバ、御殿之設、御成門ヲ建略中

已御成ノ日ハ天氣清明タリ、渡御有シニ御膳ヲ獻ズ、山海ノ珍味ヲ盡ス、御膳具ニハ金銀ヲ以テ濃、配膳御役ハ將軍家ノ近臣勤之、鬼取ノ衆中御料理ノ品々ヲ一々嘗試之、

〔後撰夷曲集九〕鬼喰を

諺詞鬼喰もた、おのづから胴たに入て膳を見れどもす、まざりけり

是急

〔類聚名義抄八〕饅。俗、正音俊、アマリ、餛。イヒ、イヒノコル、

〔倭爾雅六〕餛。餛之餘

〔倭訓栞前編四十五〕おろす 食物にいふは、曲禮の餽餘也、大みきのおろしなど見えたり、

〔厨事類記〕殿上侍臣饌者、以供御膳謂日貢也。殘塵諸國贄物。差之、菜料魚味八種任司熟物。精進二種若臨

時有課者、以諸國年料贄物差之、輒以供御贄物内魚闕用也、

大別當副物者、不用供御贄餘剩、各別進副荒卷、毎日魚味六種、精進隨志用之、

中別當謂寄藏也 任用同上、於殿上差之、不別配用直廬之所

小別當謂管領也 任用同上、毎日直本所供御之、以後行用之、被官應之、皆羞熟食、其任用者、御贄殘塵進

用上之、仰小預取納之所掌多故、每旬小預各二人任用之、舍人配充之、每旬十人、

〔侍中群要四〕大盤間事

家朝大盤已剋也、上古辰剋以前居之云々、殿上弁宿侍參結政之時、著朝大盤、及剋限參結政云々、其間